

気候変動適応広域協議会の考え方（案）

【資料1-1】

目的及び設置 地域における広域的な連携による気候変動適応に関し、必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会を設置する。（適応法第14条第1項）

目的

- ▶ 地域の適応策に関する優良事例を共有するとともに、気候変動影響に関する科学的知見を整理
- ▶ これまでの地域適応コンソーシアム事業の取組も踏まえ、**地域における関係者の連携をさらに強化し、適応に関する地域レベルでの連携・協力を推進**

設置

- ▶ 地方環境事務所が設置されている**7ブロック**（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州沖縄）に設置



協議事項

- (1) 地域の気候変動適応に関する事項
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項
- (3) その他

▶ 「地域の気候変動適応に関する事項」

- (1) 気候変動適応に関する施策や取組についての情報交換・共有
- (2) 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理
- (3) 地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び適応策の検討
- (4) 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進

▶ 「協議会の運営に関し必要な事項」

- (1) 構成員の追加・削除
- (2) 議長・座長選任の有無
- (3) 協議会開催の頻度や時期
- (4) 分科会などの設置
- (5) 非公開に該当する資料の選定

- ▶ 必要があると認めるときは、国立環境研究所または調査研究機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。（適応法第十四条第2項）

構成

地方環境事務所その他国の行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他気候変動適応に関係を有する者で構成。（適応法第14条 第1項）

<構成メンバー> 事務局：地方環境事務所

- ・国の地方行政機関、国
 - ・都道府県、政令指定都市、その他市町村（必要な範囲で）
 - ・地域気候変動適応センター、研究機関、有識者
 - ・地域地球温暖化防止活動推進センター※
 - ・地域における気候変動適応に関係を有する事業者等※
 - ・その他
- ※ 地域の状況により、必要に応じて参加

協議会の公開

原則として公開するが、協議会の構成員が公開を望まないものやその他公開を差し控えるものについては、非公開。

- ▶ 会議資料は、関係者と調整後、各地方環境事務所HPやA-PLATで公開

※ 地域適応コンソーシアム事業における調査途上のデータなど、取りまとめ前の資料については、非公開

庶務

- ▶ **各地方環境事務所が行う**こととし、日程の調整、会場の手配、議事・当日資料の調整、当日の運営などを担う。
- ▶ H30～31年度は、地域適応コンソーシアム事業で引き続きサポート。H32年度以降は、検討中。